

日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧(2006年4月1日現在)

1. 特許料・登録料

(1) 特許料・登録料

昭和62年12月31日以前の出願

・平成16年3月31日までに審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 8,500円に1発明につき	5,600円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 13,500円に1発明につき	8,400円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 27,000円に1発明につき	16,800円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 54,000円に1発明につき	33,600円を加えた額

(追加特許の場合(1発明につき))

第1年から第3年まで	毎年 5,600円
第4年から第6年まで	毎年 8,400円
第7年から第9年まで	毎年 16,800円
第10年から第25年まで	毎年 33,600円

・平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願

第1年から第3年まで	毎年 1,700円に1発明につき	1,100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 5,400円に1発明につき	3,300円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 16,200円に1発明につき	10,000円を加えた額

昭和63年1月1日以後の出願

・平成16年3月31日までに審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 13,000円に1請求項につき	1,100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 20,300円に1請求項につき	1,600円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 40,600円に1請求項につき	3,200円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 81,200円に1請求項につき	6,400円を加えた額

・平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願

第1年から第3年まで	毎年 2,600円に1請求項につき	200円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 8,100円に1請求項につき	600円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 24,300円に1請求項につき	1,900円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 81,200円に1請求項につき	6,400円を加えた額

(2) 実用新案登録料

昭和62年12月31日以前の出願

第1年から第3年まで	毎年 9,300円
第4年から第6年まで	毎年 18,500円
第7年から第10年まで	毎年 37,000円

昭和63年1月1日～平成5年12月31日の出願

第1年から第3年まで	毎年 8,500円に1請求項につき	800円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 16,900円に1請求項につき	1,600円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 33,800円に1請求項につき	3,200円を加えた額

平成6年1月1日～平成17年3月31日の出願

第1年から第3年まで	毎年 7,600円に1請求項につき	700円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 15,100円に1請求項につき	1,400円を加えた額

平成17年4月1日以降の出願

第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100円に1請求項につき	300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき	900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年 8,500円
第4年から第10年まで	毎年 16,900円
第11年から第15年まで	毎年 33,800円
類似意匠の場合	8,500円

(4) 商標登録料

商標(防護標章)登録料	66,000円×区分数
分納額(前期・後期支払)	44,000円×区分数
防護標章更新登録料	130,000円×区分数
商標権の分割申請	30,000円
更新登録申請	151,000円×区分数
分納額(前期・後期支払)	101,000円×区分数

2. 出願料

(1) 特許

・特許出願	16,000円
・外国語書面出願	26,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	16,000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	16,000円
・特許権存続期間の延長登録出願	74,000円

(2) 実用新案

・実用新案出願	14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

(3) 意匠

意匠登録出願	16,000円
秘密意匠の請求	5,100円

(4) 商標

商標登録出願	6,000円 + (区分数 × 15,000円)
防護標章出願又は防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	12,000円 + (区分数 × 30,000円)
重複登録商標に係る商標権存続期間の更新登録出願	21,000円

3. 審査・審判請求料等

(1) 特許

昭和63年1月1日から平成16年3月31日までの出願	
出願審査請求	84,300円 + (請求項の数 × 2,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	16,900円 + (請求項の数 × 400円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	67,400円 + (請求項の数 × 1,600円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	50,600円 + (請求項の数 × 1,200円)
誤訳訂正書による明細書又は図面の補正	19,000円
審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判(再審)請求	55,000円
判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円
裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの(分割出願で現実の出願日が平成16年3月31日以前のもの))	
出願審査請求	77,300円 + (発明の数 × 9,000円)
審判(再審)請求	27,500円 + (発明の数 × 27,500円)
明細書又は図面の訂正請求	27,500円 + (発明の数 × 27,500円)
平成16年4月1日以降の出願	
出願審査請求	168,600円 + (請求項の数 × 4,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	101,200円 + (請求項の数 × 2,400円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	151,700円 + (請求項の数 × 3,600円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	134,900円 + (請求項の数 × 3,200円)
誤訳訂正書による明細書又は図面の補正	19,000円
審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判(再審)請求	55,000円
判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円
裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円
(昭和62年12月31日以前の出願とみなされるもの(分割出願で現実の出願日が平成16年4月1日以降の出願))	
出願審査請求	154,600円 + (発明の数 × 18,000円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	123,700円 + (発明の数 × 14,400円)

(2) 実用新案

昭和63年1月1日から平成5年12月31日までの出願	
出願審査請求	46,500円 + (請求項の数 × 1,000円)
審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円
裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円
平成6年1月1日以降の出願	
実用新案技術評価請求	42,000円 + (請求項の数 × 1,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400円 + (請求項の数 × 200円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	33,600円 + (請求項の数 × 800円)
審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
明細書又は図面の訂正	1,400円
判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円
裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円

(3) 意匠

判定請求	40,000円	審判又は再審への当事者の	
裁定請求	55,000円	参加申請	55,000円
裁定取消請求	27,500円	審判又は再審への補助参加	
審判(再審)請求	55,000円	申請	16,500円

(4) 商標

判定請求	40,000円
商標(防護標章)登録異議申立	3,000円 + (区分数 × 8,000円)
商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
審判(再審)請求	15,000円 + (区分数 × 40,000円)
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円

4. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

期間の延長、期日の変更	2,100円
登録証の再交付	4,600円
承継の届出(名義変更)	4,200円
証明の請求	
窓口請求	1,400円
オンライン請求	1,100円
書類謄本の交付	1,400円
原簿謄本の交付	350円
書類閲覧	1,500円
原簿閲覧	300円
磁気原簿記録事項の交付	
窓口請求	1,100円
オンライン請求	800円
磁気ディスクへの記録	1,200円 + 書面のページ数 × 700円
ファイル記録事項の閲覧	
窓口請求	900円
オンライン請求	600円
磁気原簿記録事項の閲覧	
窓口請求	800円
オンライン請求	600円
ファイル記録事項の交付	
窓口請求	1,300円
オンライン請求	1,000円

(2) 弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料	12,000円
特定侵害訴訟代理試験受験手数料	7,200円

(3) 国際出願関係手数料

送付・調査手数料

日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(送付手数料 1件につき)	13,000円
日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(調査手数料 1件につき)	97,000円
ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願(送付手数料 1件につき)	13,000円
ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願(調査手数料 1件につき)	
・平成17年12月31日以前の国際出願	217,300円
・平成18年1月1日から平成18年3月31日までの国際出願	209,800円
・平成18年4月1日以降の国際出願	222,800円

国際出願手数料

国際出願の用紙の枚数が30枚以内の場合	
・平成17年12月31日以前の国際出願	123,200円
・平成18年1月1日以降の国際出願	121,800円
国際出願の用紙の枚数が30枚を超える場合、30枚を超える用紙1枚につき	
・平成17年12月31日以前の国際出願	1,300円
・平成18年1月1日以降の国際出願	1,300円

国際出願手数料からの減額

・PCT-SAFEソフトウェアのEASYモードを使用して作成した願書(紙)とFD(願書)及び要約書の電子データを格納を同時に提出した国際出願	
・平成17年12月31日以前の国際出願	8,800円を減額
・平成18年1月1日以降の国際出願	8,700円を減額
・オンラインで国際出願をした場合	
・平成17年12月31日以前の国際出願	26,400円を減額
・平成18年1月1日以降の国際出願	26,100円を減額

予備審査手数料

国際予備審査請求 1件につき	
・平成15年12月31日以前の国際出願	28,000円
・平成16年1月1日以降の国際出願	36,000円

取扱手数料

国際予備審査請求 1件につき	
・平成15年12月31日以前の料金支払日	17,600円
・平成16年1月1日以降の料金支払日	17,400円

国際調査の追加手数料

78,000円に請求の範囲に記載されている発明の数から1を減じて得た数を乗じて得た額

国際予備審査の追加手数料

・平成15年12月31日以前の国際出願	
18,000円に国際予備審査報告を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から1を減じて得た数を乗じて得た額	

<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年1月1日以降の国際出願 <ul style="list-style-type: none"> 21,000円に国際予備審査報告を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から1を減じて得た数を乗じて得た額 	
文献の写しの請求に係る手数料	
文献の写し1件につき	1,400円
書類の謄本またはファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料	
請求1件につき	1,400円
優先権の書類の送付の請求に係る手数料	
優先権の基礎とする出願(証明願)1件につき	1,400円
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料	
請求1件につき	1,400円

問い合わせ先: 総務課